

新潟いの健 ニュース

働くもののいのちと健康を守る
新潟県センター

ホームページ
リニューアルしました。

〒950-0088 新潟市中央区万代
3-4-12 新潟地区労連内
電話・FAX 025-247-3958
相談ダイヤル080-7509-2234



アスベスト被害 救済・予防 学習会

いのけん新潟センター（働くもののいのちと健康を守る新潟県センター）と、建交労（全日本建設交通一般労働組合）新潟県本部は、共同で「アスベスト被害救済・予防学習会」を2023年7月1日に開催しました。会場参加者は16名、リモート参加は3名でした。

土屋俊幸弁護士より、「石綿による疾病とその事例」についてお話があり、続いて板垣剛弁護士が「救済手続き」の歴史と現状の制度および今後の課題についてお話くださいました。

講演の概要

「石綿による疾病とその事例」

1, 石綿による疾病はほとんどが「職業性のばく露」が原因で、石綿の繊維は直径0.02 μ m~0.08 μ m（ヒトの毛髪の2000分の1太さ）であるため、拡散性は花粉と同じと言われているし、いったん地面に落下してもすぐ再拡散する。

発症まで、20年~30年以上の潜伏期間があり、在職中の健康診断で「異常なし」とされても安心できない。石綿ばく露の危険性は昭和35年に輸入がピークになり、平成16年の石綿含有製品の製造禁止まで非常に長期間にわたっている。

2, どんな仕事でアスベストにばく露するか。

石綿製品、ロックウール、プラスチック・合成樹脂（多い時期は10%も石綿が含有）接着剤・セメント製品に含有されていた。厚生労働省が発行した「石綿ばく露歴把握のための手引」<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/11/h1102-1.html> に詳しい情報が掲載されているので（125~138ページ）参考にていただきたい。

◎鉄道関係は、保線・電気工など多職種で労災事例あり（H30年度漢からR4年度で538名の労災認定）。

◎石綿吹付作業（倉庫・防音・電力室・ボイラー室など）

◎石綿吹付の劣化によるばく露（音楽の先生・図書室勤務・電力係など）

◎石綿含有建材の切断・剥離など（左官・大工・板金

工）配管、保温工事

◎溶接工（火花を避けるため、石綿布使用）

◎現場監督

◎造船場作業における全職種

◎災害の跡片付けによる石綿ばく露（阪神淡路大震災他）

3, 石綿による疾病の業務起因性について業務起因性が認められるには2つの要件がある。ひとつは石綿による疾病にり患していること、ふたつめは、石綿ばく露作業に従事していたことの証明が必要。

石綿による疾病は①石綿肺、②中皮腫、③肺がん、④良性石綿胸水、⑤びまん性胸膜肥厚

であり、石綿肺の合併症は、①肺結核、②結核性胸膜炎、③続発性気胸、④続発性気管支炎、⑤続発性気管支拡張症である。

医学的所見が重視される。（カルテ・画像・病理所見）特にCTで胸膜プラークの所見があれば石綿粉塵によるといえる。

中皮腫は石綿による特異所見とされるが、肺がんの場合は他の原因との鑑別が必要となる。

新潟県で訴訟となっている事例

事例1, 国に対する損害賠償請求訴訟

中皮腫による死亡

（陸上自衛隊員として災害救助、国鉄での保線作業、運送会社でセメントなどの輸送）

*石綿ばく露作業に従事したかどうか争点になっている。

事例2, 新潟鐵工の造船部門での溶接工の特別遺族給付金の不支給決定の取り消し訴訟

*肺がんによる死亡が、石綿によるものが争点

事例3, 建設用接着剤製造メーカーに対する安全配慮義務違反による損害賠償請求訴訟

*現場管理や現場監督をする際に、呼吸用保護具（防じんマスク）の支給も着用の指示もなく、また石綿に関する安全教育を行っていないことに対する安全配慮義務違反が争点

「アスベスト被害救済手続き」板垣剛弁護士

一 アスベスト被害救済の歴史

1, アスベスト被害者

*アスベスト暴露を受ける仕事していた人 *それ以外の人(家族・近隣住民)

仕事をしていた人の場合

①労災請求 ②使用者に対する損害賠償請求 ③国に対する国賠訴訟 ④使用者と国の双方に対する損害賠償請求

2, 泉南アスベスト訴訟

一 陣訴訟 泉南地域のアスベスト労働者・家族・近隣住民の国賠訴訟

二 陣訴訟 労働者の国賠訴訟

*規制権限の不行使を認め、国の責任を認めた。

3, 建設アスベスト

建材メーカーと国を相手方とする国賠請求

建設メーカーと国との共同不法行為を認める。

建材メーカーの警告義務違反、

警告表示の結果回避義務

4, 全国建設アスベスト弁護士 救済法制定

5, 残された課題

建材メーカーとの訴訟

屋外作業は認めず：訴訟

二、各種救済制度

1, 労災認定(労災加入者)

2, 石綿健康被害救済制度

(労災補償の対象とならない人)

3, 建設アスベスト給付金制度(令和4年に改正)

◎一人親方も対象だが、給付内容はトンネルじん肺和解基準の半分

4, 健康管理手帳 要件 *石綿による不整形陰影、胸膜肥厚があること *一定年数以上の石綿ばく露業務に従事。

→年回の無料検診が受けられる。

話し合い

◎話し合いの中では、JRで長年気動車やディーゼルの検修業務してきた参加者より、JRでこんなに労災が多発しているとは驚いた。会社は、年一回の検診をしているが、国労役員が中皮腫で亡くなっているし、いつ発症するか不安という発言がありました。

◎健康管理手帳を取得して健康管理を行うことは重要だが、B型肝炎でもキャリア(無症候感染者)に対する手当はされているので、石綿に関しても同様な考え方があっても良いのではないのでしょうか?

◎健康管理手帳に関しては個人取得もできる。(同僚の証言が3人必要)という助言もありました。

◎新潟鉄工造船部門では、66人の健康調査をしたところ、労災死が26人もいて、これを在籍者1280人で換算すると、労災死は500名超えになる。というこ

とで取り組みを強めていただきたいとの要望がありました。

◎民商県連からは、知っているだけで2名の方が中皮腫で亡くなっている。潜在的には多くの被災者がいると思うので被災者の救済の取り組みが必要と改めて思ったとのことでした。

◎弁護士より、発症まで20年~30年かかるということで、医療機関のカルテなどが保存されていないこともあり、また遺族が補償を求めることができるのは死亡から20年までなので、時間切れにならないようにするにはならないこと。また訴訟は集団でした方が、就労状況の証明などが容易になること。そして裁判所は世論が注目した方が本気を出すので、今進行している裁判にもご支援をお願いしたい。と訴えがありました。

◎少しづつ関心は高まってきてはいるが、新潟県は建設アスベスト被害の救済申請数は少ない。造船所の下請けの労働者や、一人親方の被災者掘り起こしが求められています。

建交労の永島委員長より、今後の方向として、被災者の掘り起こしのため、「アスベスト110番」や「相談会」など取り組んでいきたいそのために各方面の方の協力をお願いしたいと訴えがありました。

参加者の感想

「いろいろ勉強になりました。国鉄職員は多く発症していてびっくりでした。私自身もそうですが、退職者の方々にも石綿の問題について伝えていきたいと思います」



アスベスト被害救済運動についての お問い合わせ先

働くもののいのちと健康を守る新潟県センター

090-8941-3131 kibou211@gmail.com

建交労新潟県本部

025-245-0737

ken-niigata3412@brown.plala.or.jp